

福岡県医発第940号(地)

平成20年 7月18日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行について (通知)

学校保健法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第16号)が平成20年5月12日に公布され、同日施行された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

今回の改正の内容は下記のとおりです。

つきましては、制度の円滑な施行のため、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

学校において予防すべき伝染病の種類を次のとおり改めること。

(規則第19条第1項及び第2項関係)

- ・ 第一種の伝染病に、新たに「鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。)」を加えること。
- ・ 感染症予防法第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」を第一種の伝染病とみなすこと。
- ・ 感染症予防法第6条第9項に規定する「新感染症」を第一種の伝染病とみなすこと。

小郡三井医師会より

学校保健担当理事 福富稔明
学校保健副担当理事 名取一幸
会長 丸山 泉

平成20年6月24日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会常任理事
内田 健



学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、学校保健法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第16号)が平成20年5月12日に公布され、同日施行されました。この改正につきまして、文部科学省スポーツ・青少年局長より、各都道府県教育委員会等関係機関宛へ通知がなされ、本会に対しましても、周知、協力依頼がありました。改正の概要は下記の通りです。

つきましては、制度の円滑な施行のため、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会への周知方につきまして、貴職のご高配を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

学校において予防すべき伝染病の種類を次のとおり改めること。

(規則第19条第1項及び第2項関係)

- ・ 第一種の伝染病に、新たに「鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。)」を加えること。
- ・ 感染症予防法第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」を第一種の伝染病とみなすこと。
- ・ 感染症予防法第6条第9項に規定する「新感染症」を第一種の伝染病とみなすこと。

以上





社団法人日本医師会

常任理事 内田 健夫 殿

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課長 作花 文雄



学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行について

このたび、別添のとおり、平成20年5月12日付け20文科ス第278号において、各都道府県教育委員会等関係機関に対し、学校保健法施行規則の一部を改正する省令（平成20年5月12日文部科学省令第16号）が制定されたことについて通知したところで

す。

つきましては、本改正の趣旨に御理解をいただき、今後の学校における感染症対策をはじめ学校保健の充実に、引き続き、御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、本改正の内容につきまして、貴会傘下の各都道府県医師会等に周知いただきますようお願い申し上げます。

本件担当

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課 保健指導係

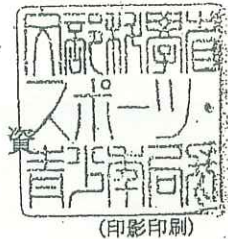
電話 03-6734-2918



20文科ス第278号
平成20年5月12日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿
各 国 公 私 立 大 学 長
各国公私立高等専門学校長

文部科学省スポーツ・青少年局長
樋 口 修



学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

このたび、別添のとおり学校保健法施行規則（以下「規則」という。）の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第16号）が平成20年5月12日に公布され、同日施行されました。

今回の改正の趣旨及び概要は下記のとおりですので、事務処理に遺漏のないようお願いします。

また、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれましては、それぞれ所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対しても、この旨を周知徹底されますよう併せてお願いします。

記

1. 改正の趣旨

新型インフルエンザの発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況にかんがみ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）において、鳥インフルエンザ（H5N1）を二類感染症に追加するとともに、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合にそのまん延の防止が迅速に図られるよう、当該感染症を入院、検疫等の措置の対象となる感染症とする等の所要の改正が行われた。（平成20年法律第30号）

これを踏まえ、学校においても出席停止等の措置を適切に講ずることができるよう、規則に規定する学校において予防すべき伝染病の種類について所要の改正を行うものである。

2. 改正の概要

学校において予防すべき伝染病の種類を次のとおり改めること（規則第19条第1項及び第2項関係）。

- ・ 第一種の伝染病に、新たに「鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。）」を加えること。
- ・ 感染症予防法第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」を第一種の伝染病とみなすこと。
- ・ 感染症予防法第6条第9項に規定する「新感染症」を第一種の伝染病とみなすこと。

3. 留意点

学校の設置者及び学校においては、新型インフルエンザの発生は現時点では確認されていないものの、新型インフルエンザの発生及び流行時に迅速なまん延防止策をとることができるよう、既に平成18年1月16日付け17ス学健第18号、平成18年6月9日付け18文科ス第115号で同様の対応をお願いしておりますが、新型インフルエンザに関する情報の収集・提供や、関係者間での連絡網の整備等に積極的に取組むとともに、児童生徒等に対しては、日頃から、うがい・手洗いなど一般的な感染症予防対策を徹底させるようお願いします。

（本件担当）

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課 企画・健康教育係

T E L : 03-6734-4111 (内線2695)

F A X : 03-6734-3794

E-mail : gakkoken@mext.go.jp

学校保健法施行規則の一部を改正する省令要綱

一 学校において予防すべき伝染病の種類について所要の改正を行うこと。(第十九条関係)

二 この省令は、公布の日から施行すること。

○文部科学省令第十六号

学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第十四条及び学校保健法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）第五条第二項の規定に基づき、学校保健法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年五月十二日

文部科学大臣 渡海 紀三朗

学校保健法施行規則の一部を改正する省令

学校保健法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「及び」を「」に改め、「限る。」の下に「及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。次号及び第二十条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。」を加え、同項第二号中「インフルエンザ」の下に「（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）」を加え、同条第二項中「第七項」の下に「から第九項まで」を、「規定する」の下に「新型インフルエンザ等感染症、」を、「指定感染症」の下に「及び新感染症」を加える。

第二十条第一項第二号イ中「インフルエンザ」の下に「（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

学校保健法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

○学校保健法施行規則（昭和三十三年六月十三日 文部省令第十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（伝染病の種類） 第十九条 学校において予防すべき伝染病の種類は、次のとおりとする。 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。次号及び第二十条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。） 二 第二種 インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。） 百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱及び結核 三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の伝染病 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の伝染病とみなす。 （出席停止の期間の基準） 第二十条 令第五条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の伝染病の種類に従い、次のとおりとする。 一 第一種の伝染病にかかった者については、治癒するまで。 二 第二種の伝染病（結核を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれ	（伝染病の種類） 第十九条 学校において予防すべき伝染病の種類は、次のとおりとする。 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア及び重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。） 二 第二種 インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱及び結核 三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の伝染病 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項に規定する指定感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の伝染病とみなす。 （出席停止の期間の基準） 第二十条 令第五条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の伝染病の種類に従い、次のとおりとする。 一 第一種の伝染病にかかった者については、治癒するまで。 二 第二種の伝染病（結核を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれが

ないと認めたときは、この限りでない。

インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、解熱した後二日を経過するまで。

ロート（略）

三六（略）

ないと認めたときは、この限りでない。

インフルエンザにあつては、解熱した後二日を経過するまで。

ロート（略）

三六（略）

学校保健法施行規則の一部を改正する省令参照条文

○学校保健法（昭和三十三年四月十日法律第五十六号）（抄）

（出席停止）

第十二条 校長は、伝染病にかかつており、かかつておる疑いがあり、又はかかるおそれのある幼児、児童、生徒又は学生があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第十三条 学校の設置者は、伝染病予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

（文部科学省令への委任）

第十四条 前二条（第十二条の規定に基づく政令を含む。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）その他伝染病の予防に関して規定する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に定めるもののほか、学校における伝染病の予防に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

○学校保健法施行令（昭和三十三年六月十日政令第百七十四号）（抄）

（出席停止の指示）

第五条 校長は、法第十二条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、児童、生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）又は幼児にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、伝染病の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

（出席停止の報告）

第六条 校長は、前条第一項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

○学校保健法施行規則（昭和三十三年六月十三日 文部省令第十八号）（抄）

（伝染病の種類）

第十九条 学校において予防すべき伝染病の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア及び重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）
- 二 第二種 インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱及び結核
- 三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項に規定する指定感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の伝染病とみなす。

（出席停止の期間の基準）

第二十条 令第五条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の伝染病の種類に従い、次のとおりとする。

- 一 第一種の伝染病にかかった者については、治癒するまで。
- 二 第二種の伝染病（結核を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。
 - イ インフルエンザにあつては、解熱した後二日を経過するまで。
 - ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで。
 - ハ 麻疹にあつては、解熱した後三日を経過するまで。
 - ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺の腫脹が消失するまで。
 - ホ 風疹にあつては、発疹が消失するまで。
 - ヘ 水痘にあつては、すべての発疹が痂皮化するまで。
 - ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。
- 三 結核及び第三種の伝染病にかかった者については、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
- 四 第一種若しくは第二種の伝染病患者のある家に居住する者又はこれらの伝染病にかかつておる疑がある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
- 五 第一種又は第二種の伝染病が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を

聞いて適當と認める期間。

六 第一種又は第二種の伝染病の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適當と認める期間。

(出席停止の報告事項)

第二十一条 令第六条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

- 一 学校の名称
- 二 出席を停止させた理由及び期間
- 三 出席停止を指示した年月日
- 四 出席を停止させた児童、生徒、学生又は幼児の学年別人員数
- 五 その他参考となる事項

(伝染病の予防に関する細目)

第二十二条 校長は、学校内において、伝染病にかかつており、又はかかつておる疑がある児童、生徒、学生又は幼児を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第十二条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

2 校長は、学校内に、伝染病の病毒に汚染し、又は汚染した疑がある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。

3 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の伝染病が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

(定義)

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

2 6 (略)

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであつて、

一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

二 再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであつてその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであつて、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

8 この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であつて、第三章から第六章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であつて、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

10
11
12
13 (略)

学校において予防すべき伝染病

	伝染病の種類（現行）	伝染病の種類（改正後）	考え方	出席停止の期間の基準 等
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 （病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 （病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。） <u>鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。）【新たに追加】</u>	感染症予防法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く。）	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する「 <u>新型インフルエンザ等感染症</u> 」、「 <u>指定感染症</u> 」及び「 <u>新感染症</u> 」は第一種の伝染病とみなす。
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核	<u>インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）</u> 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核	飛沫感染する伝染病で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの	○インフルエンザ（ <u>鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。</u> ）：解熱した後二日を経過するまで ○百日咳：特有の咳が消失するまで ○麻疹：解熱した後三日を経過するまで ○流行性耳下腺炎：耳下腺の腫脹が消失するまで ○風疹：発疹が消失するまで ○水痘：すべての発疹が痂皮化するまで ○咽頭結膜熱：主要症状が消退した後二日を経過するまで ○結核：病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の概要

【背景】

- 近年、東南アジアを中心に鳥インフルエンザ（H5N1）が鳥から人に感染する事例が増加。この鳥インフルエンザ（H5N1）が人から人へ感染する形に変異し、新型インフルエンザとして世界的に大流行することが危惧されている。
- 新型インフルエンザが発生した場合の被害を最小限に食い止めるために、発生前後に必要な対策を迅速かつ確実に実施するための法整備が求められている。

【改正の概要】

- ① 感染症法上、鳥インフルエンザ（H5N1）を二類感染症に位置づけ、鳥インフルエンザ（H5N1）に対する入院措置等の法的根拠を整備。

（注）現行法では、2年間に限り、政令で指定する感染症について、特例措置として入院措置等が可能
（2年経過後も継続して対応が必要な場合には、法定化が必須）
インフルエンザ（H5N1）は、平成18年6月12日よりこの特例措置の対象

- ② 発生直後から対策を実施できるよう、新型インフルエンザを感染症法及び検疫法に位置づけ、検疫措置、入院措置等の規定を整備。

（注）H5N1型以外の新型インフルエンザが発生した場合にも対応が可能

- ③ 併せて、感染したおそれのある者に対する健康状態の報告要請や、外出自粛の要請規定の創設、停留先施設に医療機関以外の施設を追加する等、まん延防止策を拡充。

感染症に対する主な措置

	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症	新型インフルエンザ等感染症
規定されている疾病名	エボラ出血熱 ペスト ラッサ熱 等	結核 SARS 鳥インフルエンザ(H5N1) 等	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス 等	黄熱 狂犬病 マラリア 等	インフルエンザ 性器クラミジア感染症 梅毒 等	新型インフルエンザ ^{※1} 再興型インフルエンザ ^{※2}
疾病名の規定方法	法律	法律	法律	政令	省令	法律
隔離【検査】	○	×	×	×	×	○
停留【検査】	○	×	×	×	×	○
検査【検査】	○	×	×	×	×	○
無症状病原体保有者への適用	○	×	×	×	×	○
疑似症患者への適用	○	○(政令で定めるもの)	×	×	×	○
入院の勧告・措置	○	○	×	×	×	○
就業制限	○	○	○	×	×	○
健康診断受診の勧告・実施	○	○	○	×	×	○
死体の移動制限	○	○	○	×	×	○
生活用水の使用制限	○	○	○	×	×	△ ^{※3}
ねずみ、昆虫等の駆除	○	○	○	○	×	△ ^{※3}
汚染された物件の廃棄等	○	○	○	○	×	○
汚染された場所の消毒	○	○	○	○	×	○
獣医師の届出	○	○	○	○	×	○
医師の届出	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (7日以内)	○ (直ちに)
積極的疫学調査の実施	○	○	○	○	○	○
建物の立入制限・封鎖	○	×	×	×	×	△ ^{※3}
交通の制限	○	×	×	×	×	△ ^{※3}
健康監視	×	×	×	×	×	○
外出の自粛の要請	×	×	×	×	×	○

※1 新型インフルエンザとは、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウィルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

※2 かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

※3 2年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより、適用することができる。

- 二 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為
イ 役務又は役務の提供を受ける権利の種類及びこれらの内容又は効果（権利の場合にあつては、当該権利に係る役務の効果）
ロ 役務の提供又は権利の行使による役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者又は当該権利の購入者が購入する必要がある商品がある場合には、その商品の種類及びその性能又は品質
ハ 第四十四条第一項第三号から第六号までに掲げる事項
ニ 第四十四条第一項第七号又は第八号に掲げる事項
三 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、前号イからハまでに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為
四 特定継続的役務提供等契約を締結させ、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為
五 適格消費者団体は、役務提供事業者、販売業者又は関連商品の販売を行う者が、特定継続的役務提供等契約又は関連商品販売契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその役務提供事業者、販売業者又は関連商品の販売を行う者に對し、当該行為の停止若しくは除去その他の当該行為に供した物の廃棄若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要の措置をとることを請求することができる。

- （業務提供誘引販売取引に係る差止請求権）
第五十八條の九 適格消費者団体は、業務提供誘引販売取引を行う者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その業務提供誘引販売取引を行う者に對し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要の措置をとることを請求することができる。
- 一 業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約（その業務提供誘引販売取引に關して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。）の締結について勧誘をするに際し、又はその業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為
イ 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容
ロ 第五十二條第一項第二号から第五号までに掲げる事項
二 業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結させ、又はその業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為
三 業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引について広告をするに際し、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担又は当該業務提供誘引販売取引に係る業務提供利益について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為

- 四 業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をする行為
五 適格消費者団体は、業務提供誘引販売取引を行う者が、業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その業務提供誘引販売取引を行う者に對し、当該行為の停止若しくは除去その他の当該行為に供した物の廃棄若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要の措置をとることを請求することができる。
- 一 第五十八條第四項に規定する特約
二 第五十八條の三第一項又は第二項の規定に反する特約
（適用除外）
第五十八條の十 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定の適用について準用する。
一 第二十六條第一項 第五十八條の四から第五十八條の六まで
二 第二十六條第五項 第五十八條の四
三 第二十六條第六項 第五十八條の六
四 第二十六條第七項 第五十八條の四第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第五十八條の六第二項（第二号に係る部分に限る。）
五 第四十條の二第七項 第五十八條の七第三項（第二号に掲げる特約のうち第四十條の二第三項及び第四項の規定に反するものに係る部分に限る。）
六 第五十條第一項 第五十八條の八
七 第五十條第二項 第五十八條の八第二項（第二号に掲げる特約のうち第四十九條第二項、第四項及び第六項（第四十九條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に反するものに係る部分に限る。）
八 第五十八條の三第三項 前条第二項（第二号に係る部分に限る。）

附則

（施行期日）

- 一 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二條及び第四條の規定は、特定面取引に関する法律及び罰賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 二 第一條又は第二條の規定の施行前にされた消費者契約法第十三條第一項の認定の申請並びに同法第十九條第三項及び第二十條第三項の認可の申請に係る認定及び認可に関する手続については、それぞれ第一條又は第二條の規定による改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 三 第一條又は第二條の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれ第一條又は第二條の規定による改正後の消費者契約法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

内閣総理大臣 福田 康夫
法務大臣 鳩山 邦夫
経済産業大臣 甘利 明

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律をここに公布する。

平成二十年五月二日

内閣総理大臣 福田 康夫

法律第三十号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正）

第一條 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

いこと」に、又は当該感染症の症状が消失したかどうか」を「若しくは当該感染症の症状が消失したかどうか、又は新型インフルエンザ等感染症の病原体を保有しているかどうか」に改める。

第二十七条及び第二十九条中「又は四類感染症」を「四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症」に改める。

第三十条中「又は三類感染症」を「三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症」に改める。

第三十五条第一項中「若しくは四類感染症」を「四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症」に改める。

第三十八条第一項中「第六条第十五項を『第六条第十六項』に改め、同条第四項及び第五項中「及び二類感染症」を「二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症」に改め、同条第六項中「二類感染症」の下に「及び新型インフルエンザ等感染症」を加える。

第四十二条第一項中「第六条第十五項を『第六条第十六項』に改める。

第七十三条第一項中「次条を『次条第一項に改め、同条第三項中「以下」の下に「この項及び第七十七条において」を加え、若しくは第十五条の二第一項を「第十五条の二第一項若しくは第十五条の三第二項」に改め、調査の下に「同条第一項の規定による報告若しくは質問」を、『第二十七条』の下に（『第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合』及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）、第二十八條（第七條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合、第四十四條の四第一項の規定に基づく政令によって適用される場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下この項及び第七十七條において同じ。）及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）、第二十九條若しくは第三十条の規定（これらの規定が第七條第一項の規定に基づく政令によって

第七十四条に次の一項を加える。

第七十七条第三号中「第十五条の二第一項

の下に「若しくは第十五条の第三項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第五号中「第二十七条第一項」の下に「（第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を、「第二十八條第一項」の下に「（第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合、第四十四條の四第一項の規定に基づく政令によって適用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加え、「第三十条第一項」を「若しくは第三十条第一項の規定（これらの規定が第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場

第十一章を第十四章とする。

第十章を第十三章とする。

第九章を第十二章とし

(新感染症の登

る情報の公表)
第四十四条の六 厚生労働大臣は、新感染症が
発生したと認めたときは、速やかに、その旨
及び発生した地域を公表するとともに、当該
新感染症について、第六十九条の規定による情
報の公表を行うほか、病原体の検査方法、症
状、診断及び治療並びに感染の防止の方法、
この法律の規定により実施する措置その他の
当該新感染症の発生の予防又はそのまん延の
防止に必要な情報を新聞、放送、インターネット
その他適切な方法により逐次公表しなければ
ならない。

（感染を防止するための協力）

都道府県知事は、新感染症のまん延を防止

前二項の規定により起

第四十四条の三第四項及び第五項の規定

第五十一条の二第二項中「又は第五十条第

「項」を「第五十条第一項又は第五十条の二第一項若しくは第二項」に改める。

第五十二条第一項中「又は当該職員」を「若しくは当該職員」に改め、「場合」の下に「又は第五十条の二第一項若しくは第二項の規定による事務を行った場合」を加える。

第五十三条第一項中「前章まで、第八章、第九章及び第十章」を「第六章まで、第十章、第十一章及び第十三章」に改める。

第七章 新型インフルエンザ等感染症

前項の情報を公表するに当たっては、個人

(感染を防止するための協力)

都道府県知事は、新型インフルエンザ等

染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告を求めた者に対し、同項の規定により定められた期間内において、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

3 前二項の規定により報告又は協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の規定により協力を求めるときは、必要に応じ、食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給（次項において「食事の提供等」という。）に努めなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により、必要な食事の提供等を行った場合は、当該食事の提供等を受けた者又はその保護者から、当該食事の提供等に要した実費を徴収することができる。

（建物に係る措置等の規定の適用）

第四十四条の四 国は、新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、特に必要があると認められる場合は、二年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより、当該感染症を一種感染症とみなして、第二十八条及び第三十一条から第三十三条までの規定並びに第三十四条から第三十六条まで、第十二章及び第十三章の規定（第二十八条又は第三十一条から第三十三条までの規定により実施される措置に係る部分に限る。）の全部又は一部を適用することができる。

2 前項の政令で定められた期間は、当該感染症について同項の政令により適用することとされた規定を当該期間の経過後なお適用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。当該延長に係る政令で定める期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

3 厚生労働大臣は、前二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。ただし、第一項の政令の制定又は改廃につき緊急を要する場合で、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴くことができないときは、この限りでない。

4 前項ただし書に規定する場合において、厚生労働大臣は、速やかに、その立案した政令の内容について厚生科学審議会に報告しなければならない。

（新型インフルエンザ等感染症に係る経過の規定）

第四十四条の五 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症に關し、この法律又はこの法律に基づく政令の規定による事務を行った場合は、厚生労働省令で定めるところにより、その内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定は、市町村長が、新型インフルエンザ等感染症に關し、第三十五条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実施させた場合について準用する。

（検査法の一部改正）

第二十一条 検査法（昭和二十六年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十三条の二」に改める。

第二十一条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律に規定する新型インフルエンザ等感染症

第二十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一号を加える。

2 前条第二号に掲げる感染症の疑似症を呈している者であつて当該感染症の病原体に感染したおそれのあるものについては、同条に掲げる感染症の患者とみなして、この法律を適用する。

第十四条第一項第一号中「第二十一条第一号」の下に「又は第二号」を加え、同項第二号中「第二十一条第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一号」を「当該各号」に改める。

第十五条第一項を次のように改める。

前条第一項第一号に規定する隔離は、次の各号に掲げる感染症ごとに、それぞれ当該各号に掲げる医療機関に入院を委託して行う。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該各号に掲げる医療機関以外の病院又は診療所であつて検査所長が適当と認められるものにその入院を委託して行うことができる。

院又は診療所であつて検査所長が適当と認められるものにその入院を委託して行うことができる。

一 第二十一条第一号に掲げる感染症 特定感染症指定医療機関（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律に規定する特定感染症指定医療機関をいう。以下同じ。）又は第一種感染症指定医療機関（同法に規定する第一種感染症指定医療機関をいう。以下同じ。）

二 第二十一条第二号に掲げる感染症 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律に規定する第二種感染症指定医療機関をいう。以下同じ。）

第十五条第二項、第三項及び第五項中「第二十一条第一号」の下に「又は第二号」を加える。

第十六条第一項中「停留は」の下に「第二十一条第一号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者については」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の」を「第一項又は第二項の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項中「又は第二号」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一号を加える。

2 第十四条第一項第二号に規定する停留は、第二十一条第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者については、期間を定めて、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関若しくはこれら以外の病院若しくは診療所であつて検査所長が適当と認められるものに入院を委託し、又は宿泊施設の管理者の同意を得て宿泊施設内に收容し、若しくは船舶の長の同意を得て船舶内に收容して行うことができる。

第十八条第二項中「検査感染症」の下に「（第二十一条第二号に掲げる感染症を除く）」を加え、「（提示）」を「（提示）」に改め、同条第三項中「第二十六条の三」を「第五項及び第二十一条の三」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第一項の場合において、検査所長は、第二十一条第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに対し、第二項に規定する旅券の提示を求め、若しくは当該者の国内における居所、連絡先及び氏名並びに旅行の日程その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求め、又は検査官をしてこれらを求めさせることができる。

5 検査所長は、前項の規定により報告された事項を同項に規定する者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

第二章中第二十三条の次に次の一条を加える。

（協力の要請）

第二十三条の二 検査所長は、当該検査所における検査業務を円滑に行うため必要があると認めるときは、船舶等の所有者若しくは長又は検査港若しくは検査飛行場の管理者に対し、第十二条の規定による質問に關する書類の配付、検査の手續に關する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

第二十四条中「第七項」を「第八項」に改める。

第二十六条の二中「第七項まで」を「第六項まで及び第八項」に改める。

第二十六条の三中「又は第七項」を「第七項又は第八項」に改める。

第三十二条第二項を削り、同条第三項中「前三項の規定により」を「前項の規定により」に改め、同項の規定にかかわらず」を「同項の規定にかかわらず」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十四条の二第三項中「第二十一条第一号」の下に「第十八条第四項及び第五項に規定する事務にあつては、第二十一条第一号」を加える。

第三十六條第七号中「显示」を「提示」に改め、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号中「立入」を「立入り」に改め、同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 第十八条第四項の規定による旅券の提示（第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。）をせず、又は報告（同項の規定により実施される場合を含む。）をせず、若しくは虚偽の報告をした者

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（研究の促進等）

第三条 国は、新型インフルエンザ等感染症（第一条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六條第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。次項において同じ。）に係るワクチン等の医薬品の研究開発を促進するために必要な措置を講ずるとともに、これらの医薬品の早期の薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の規定による製造販売の承認に資するよう必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、新型インフルエンザ等感染症の発生及びまん延に備え、抗インフルエンザ薬及びプレパンドミックスワクチンの必要な量の備蓄に努めるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）の項中「第七章」を「第四十四条の三第一項から第三項まで、第四十四条の五、第八章」に改め、「及び第二項」の下に、「第五十条の二第四項において準用する第四十四条の三第二項及び第五項」を加え、「第八章」を「第十章」に改める。

（医療法の一部改正）
第五条 医療法（昭和二十三年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「及び同条第七項」を「同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第八項に、又は指定感染症」を「新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症」に、「第六條第八項」を「第六條第九項」に改める。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第八条 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第百十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「二類感染症」の下に「新型インフルエンザ等感染症」を、「第八条」の下に（同法第七條において準用する場合を含む。）を加える。

（関税法の一部改正）

第七條 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六十九條の十一第一項第五号の二中「第六條第十九項」を「第六條第二十項」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改める。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第八條 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

別表十五の項中「第六條第十三項」を「第六條第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第九条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二百一十一條第一項中「第六章」を「第七章」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第二項中「第十六條第二項」を「第十六條第三項」に改める。

総務大臣 増田 寛也
法務大臣 鳩山 邦夫
厚生労働大臣 舩添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

政 令

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年五月二日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第百七十号

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第十五号）の施行に伴い、並びに犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令（昭和五十五年政令第百八十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令

第一条の見出し中「第二条第三項」を「第二条第五項」に改め、同条中「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（C）」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）」に、「第二条第三項」を「第二条第五項」に、「期間内に三日以上病院」を「給付期間（以下単に「給付期間」という。）内に三日以上病院」に、「同項に規定する期間」を「給付期間」に改める。

第十二條を第十七條とする。

第十三條第一号中「第三項及び第四項」を「第五項及び第六項」に、「第四条から第十条まで」を「第五条から第十三条まで」に改め、同条第二号中「及び第六条から第十条まで」を「から第四項まで及び第七條から第十三條まで」に、「法第九條第二項に規定する期間」を「給付期間」に改め、同条第三号中「第九條第五項及び第四條」を「第九條第七項及び第十四條」に改め、同条を第十六條とする。

第十一條中「第九條第五項」を「第九條第七項」に改め、同条第一号中「千三百四十」を「二千六百六十（犯罪被害者等が当該障害により常時介護を要する状態にある場合にあつては、二千八百八十）」に改め、同条第二号中「千九百九十」を「千八百六十五（犯罪被害者等が当該障害により随時介護を要する状態にある場合にあつては、二千六百六十）」に改め、同条第三号中「千五百」を「千六百」に改め、同条を第十五條とする。

第十條第一項本文中「被害者」を「犯罪被害者」に、「第八条」を「第九条」に、「同項に規定する期間」及び「法第九條第二項に規定する期間」を「給付期間」に改め、同項ただし書中「法第九條第二項に規定する期間」を「給付期間」に改め、同条第二項中「法第九條第二項に規定する期間」を「給付期間」に、「第八条」を「第九条」に、「第七條」を「第八条」に、「被害者」を「犯罪被害者」に改め、同条を第十一條とし、同条の次に次の三條を加える。